

宮労発基 0324 第 5 号
令和 8 年 3 月 24 日

関係機関・関係団体の長 殿

宮 城 労 働 局 長

「治療と就業の両立支援指針」の周知について（依頼）

日頃より、労働行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 63 号）により、事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務が課せられるとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための「治療と就業の両立支援指針」（令和 8 年厚生労働省告示第 28 号。以下「指針」という。）が告示され、いずれも令和 8 年 4 月 1 日から施行又は適用することとされています。

つきましては、指針の概要を記載したリーフレットをお送りいたしますので、貴会員事業場等への周知等に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、お送りしたリーフレット及び指針本文については、当局ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

【問合せ先】

宮城労働局労働基準部健康安全課

電話 022-299-8839

宮城労働局 健康安全課ホームページ URL

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/226/tiryou-syugyou.html>

